

第三管区海上保安本部公示第43号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年10月3日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- (2) 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

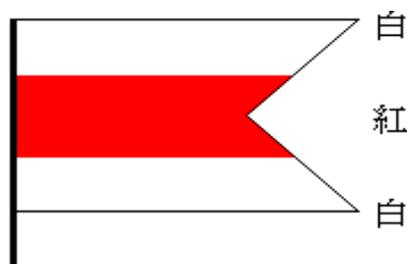
- (1) 区域 相模灘沿岸（別紙のとおり）
- (2) 期間 令和7年10月13日から令和7年11月21日

3 水路測量の実施方法

RTK-GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

